

第73号議案

特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定期間の変更について

上記の議案を提出する。

令和5年9月12日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、特別養護老人ホーム浅草及びあさくさ高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定期間を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき提出します。

特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定期間の変更について

特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定期間を下記のとおり変更する。

記

1 対象施設

- (1) 東京都台東区立特別養護老人ホーム浅草
- (2) 東京都台東区立あさくさ高齢者在宅サービスセンター

2 指定管理者

東京都台東区三ノ輪一丁目27番11号

社会福祉法人台東区社会福祉事業団

理事長 生沼 正篤

3 指定期間

- (1) 変更前 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 変更後 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

4 変更の理由

指定管理者が（仮称）竜泉二丁目福祉施設の開設当初から共生型サービスを実施することができるよう、十分な準備期間を確保する等のため